

滞納額は約16億円… 滞納は許しません!!

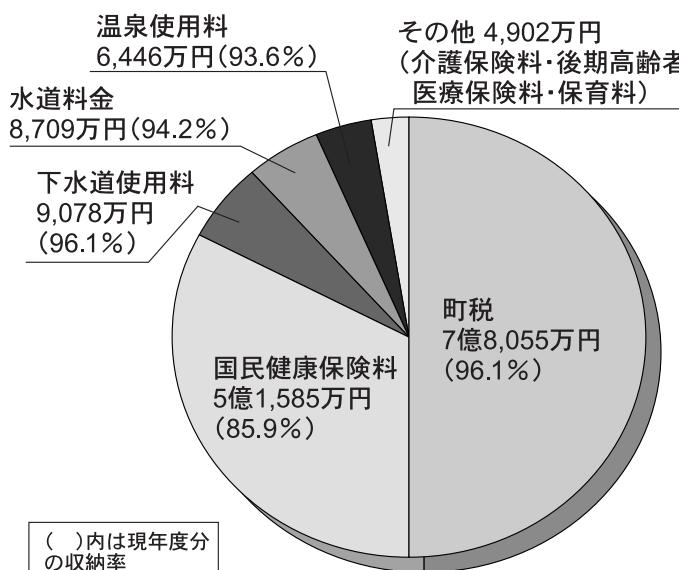
町民の皆さんが納める町税や保険料などは、行政サービスを提供するうえで必要不可欠な財源です。

町税や保険料は口座振替手数料など、納付の利便性向上のための経費としても使われています。しかし、収納に関する経費の多くは、滞納している人への通知書の送付や滞納処分をするために使われ、町にとって大きな損失となっています。

今回の特集では、公平で適正な財政運営のためにも許すことのできない「滞納」について考えます。



平成20年度末滞納累積額
15億8,774万5,596円



滞納の状況

町税や保険料などは、決められた納期限内に納めるものです。しかし、さまざまな理由で、納期限内に納めていない人（滞納者）がここ数年増え、滞納累積額も増加傾向にあります。

一体、どのくらいの人が滞納しているのでしょうか。例えば、平成20年度の現年度分の町税収納率は96.1%となっています。

つまり、納税者100人のうち96人はきちんと町税を納付していますが、4人は滞納をしていることになります。

滞納者の中には、やむを得ない事情を抱えている人がいる一方で、納付に誠意が見られない人もいます。

皆さんが出る町税や保険料などは、行政サービス提供の財源であり、これらが滞納されると、町の財政を圧迫することになります。

※「現年度分の収納率」とは、年度内に納付された割合です。



滞納がもたらす『不公平』

行政サービスの提供に必要な財源である町税や保険料。きちんと納めている人と納めていない人が同じ行政サービスを受けるとしたら、あなたはどう思いますか？『不公平』だと感じませんか。

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料といった保険制度は、加入者が保険料を負担することで相互に支えあう制度です。町では保険料がきちんと納付されることを前提に、予算を立てています。そのため、予定通りに保険料が納

付されなければ、きちんと納付している方の負担が増える可能性があります。

また、行政サービスの提供に必要な財源は、町税や保険料だけではありません。保育に必要な経費の一部を保護者が負担する保育料や、自分が使った量に応じて料金を支払う水道料金、下水道使用料、温泉使用料もあります。

滞納の撲滅と負担の公平性確保に、ご理解とご協力をお願いします。